

## 高知家のうまいもの大賞 2027 募集要領

### 1 目的

高知家のうまいもの大賞実施要綱に基づき、県内食品関連事業者の商品開発及び商品改良に向けた意欲を醸成するとともに、新たな商品の発掘を通じて地産外商のさらなる拡大を図ることを目的として実施する「高知家のうまいもの大賞 2027」（以下、「本コンクール」という。）の応募に関し必要な事項を定める。

### 2 主催等

- (1) 主催 高知県
- (2) 共催 一般財団法人高知県地産外商公社

### 3 開催日程（予定）

- (1) 募集期間  
令和8年6月25日（木）から7月27日（月）まで
  - (2) 一次審査会  
令和8年8月21日（金）
  - (3) 最終審査会  
令和8年9月25日（金）
  - (4) 受賞発表  
令和8年10月21日（水）
  - (5) 表彰式・販売会  
令和8年11月7日（土）
- ※日程は変更となる場合がある。

### 4 募集カテゴリ

応募商品は次の6カテゴリとする。

- (1) 和洋日配
- (2) 嗜好品
- (3) 菓子（冷菓を除く）
- (4) 調味料
- (5) 加工食品（冷凍食品を除く）
- (6) 冷凍食品（冷菓を含む）

※応募状況等により、カテゴリを統合し、又は必要に応じて変更することがある。

### 5 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 高知県内に本店、支店その他事業所を有する法人、組合、団体、グループ又は個人であること。
- (2) 応募者は次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
  - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
  - ウ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ）が暴力団員等であるとき。

- エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
  - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
  - カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
  - ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
  - ケ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
  - コ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (3) 法令違反その他県が表彰するに相当でない事由がないこと。
- (4) 一次審査会及び最終審査会に必要な試食商品を提供できること。

## 6 応募商品の要件

応募商品は、全国への販路開拓・拡大を目指す加工食品（生鮮食品を除く。）であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する商品であること。
  - ア 主要原材料が県内産であり、製造又は加工の最終工程を県内事業者が行っている商品
  - イ 主要原材料が県内産であり、県外で製造又は加工された商品であって、県内事業者が販売する商品
  - ウ 主要原材料が県外産であっても、県内事業者が製造若しくは加工の最終工程又は販売を行い、高知県特有の文化又は技術を活かした商品
- (2) 食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、特許法、商標法、食品衛生法その他関係法令を遵守していること。
- (3) 「HACCP に基づく衛生管理」又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に基づく、適切な衛生管理のもと製造されていること。
- (4) 過去に県又は公的機関が実施した同様のコンクールで受賞歴がないこと。
- (5) 県ホームページその他広報媒体で公表可能な商品であること。
- (6) 一次審査会開催時点で販売可能な商品であること。
- (7) PL 保険又はこれに準ずる保険への加入していること。ただし、OEM 等により他社が製造した商品を応募する場合において、製造委託先が PL 保険に加入しており、かつ、当該保険が出品者の PL リスクも補償対象とすることが確認できる場合に限り、出品者の PL 保険等への加入を不要とする。
- (8) 令和 8 年 7 月 27 日（月）までに高知県産品データベースへ登録していること。
- (9) 応募は、1 事業者につき 3 商品までとし、商品ごとに応募すること。
- (10) 内容量違いのみの商品は 1 商品として取り扱う。
- (11) 複数商品を組み合わせたギフト商品は対象外とする。

## 7 応募方法

応募は、所定の応募フォーム又は応募申込書に必要事項を記入のうえ、募集期間内に提出するものとする。

なお、応募内容は高知県産品データベースの登録内容と一致させること。

## 8 応募費用

応募料は無料とする。

ただし、応募商品の試食用サンプル、輸送費その他応募に要する費用は応募者の負担とする。

## 9 審査

応募商品の審査は、「高知家のうまいもの大賞審査要領」に基づき実施する。

## 10 表彰

受賞商品は、次のとおり選出する。

- (1) 最優秀賞 1点
- (2) 優秀賞 5点
- (3) 特別賞

ア 高知家賞：高知らしさが感じられ、特に県外での販売が見込まれる商品

イ 新商品賞：前回の最終審査会開催日（令和7年10月16日）から、今年的一次審査会開催日（令和8年8月21日）までに発売された商品

ウ SDGs 賞：フードロス、環境への配慮といったSDGsの観点から特に優れていると認められる商品

エ 業務用マーケット賞：飲食店や惣菜など、業務用としても供給・販売が見込まれる商品  
なお、応募状況及び審査結果により、賞の内容を変更又は該当なしとする場合がある。

## 11 受賞特典

受賞商品については、県及び高知県地産外商公社が実施する販路拡大支援の対象として、次の支援を実施する。

- (1) 販促用写真の撮影
- (2) 販促ツールの制作
- (3) 商談会及び展示会への出展支援
- (4) 県内外で開催するフェア等の参加支援
- (5) その他県が必要と認める販路拡大支援

## 12 その他

- (1) 応募書類は返却しない。
- (2) 応募内容について、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 応募内容に虚偽が判明した場合は、応募又は受賞を取り消すことがある。
- (4) 応募商品の写真、商品名、事業者名その他公表可能な情報は、本コンクールの広報等に使用することがある。
- (5) この要領に定めるもののほか、本コンクールの実施に関し必要な事項は県が別に定める。
- (6) 応募者は、応募をもって本要領の内容に同意したものとみなす。